

内閣参質一九七第三七号

平成三十年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出質問主意書に対する内閣の答弁の在り方に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(

O

参議院議員吉川沙織君提出質問主意書に対する内閣の答弁の在り方に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「等」については、先の答弁書（平成三十年十一月二十七日内閣参質一九七第二五号）三についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、そもそも、御指摘のような「会期末以外の時期に提出された質問主意書については、原則として答弁を延期しない」ことを内閣として決定した事実はない。

三から五までについて

政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の規定等に従い、同法第七十四条の規定に基づく質問については、内閣がこれを受け取った日から閣議決定を含め七日以内という短期間で答弁することが基本とされていること（同法第七十五条第二項）を踏まえ、これに対して誠実に答弁しているところであります、引き続き、誠実に答弁してまいりたい。

O

O